

令和3年度一般会計補正予算（第11号）の専決について

令和3年7月30日
千葉県総務部財政課
043-223-2076

新型コロナウイルス感染症の拡大により、8月2日から8月31日までの期間、本県においても緊急事態宣言が発令されることに伴い、

- ・営業時間短縮等に御協力いただく県内全域の飲食店及び大規模施設等の皆様に支給する協力金
 - ・県内全域の飲食店における感染防止対策の現地確認に要する経費
 - ・感染拡大が顕著な若年層などをターゲットとした啓発に要する経費
- について、補正予算を編成し、本日、専決処分しました。

1 補正予算の概要

補正予算規模 224億円（補正後予算額2兆4,470億2百万円）

[歳入内訳]

- ・国庫支出金 224億円（5,084億13百万円→5,308億13百万円）
（地方創生臨時交付金）

2 補正予算の内容

○千葉県感染拡大防止対策協力金事業（経済政策課） 22,100,000千円
 （既定予算とあわせ 237,350,000千円）

令和3年7月12日から8月22日まで要請している飲食店への営業時間の短縮要請について、8月2日から8月31日まで緊急事態措置を実施すべき区域となることに伴い、飲食店及び大規模施設等に対する協力金に係る予算を増額します。

1 飲食店に対する協力金 17,400,000千円（既定予算とあわせ 211,600,000千円）

〔対象者〕 県内全域の飲食店

〔主な支給要件〕

- ・8月2日以降において酒類を提供する飲食店等は休業すること（酒類の提供を取り止める場合は除く）
- ・酒類を提供しない飲食店等の営業は午後8時までとすること
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底すること 等

〔支給額〕 以下の区分に応じて算定した日額×30日

〔中小企業〕 前年度又は前々年度の1日当たり売上が、

- ・10万円以下の場合：4万円〔日額〕
- ・10万円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.4〔日額〕
- ・25万円を超える場合：10万円〔日額〕

〔大企業〕 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)〔日額〕

※1日あたりの支給額は、以下のとおり変わります。

7月12日～8月1日分			8月2日～8月31日分		
区域	企業規模	1日あたり支給額	区域	企業規模	1日あたり支給額
まん延防止等 重点措置区域	中小企業	3万円～10万円	県内 全域	中小企業	4万円～10万円
	大企業	最大20万円		大企業	最大20万円
その他区域	中小企業	2.5万円～7.5万円			
	大企業	最大20万円			

〔まん延防止等重点措置区域

7月12日～：千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市
 7月19日～：八千代市、鎌ヶ谷市

※中小企業は1日当たりの売上高に応じての支給となりますが、大企業と同様の方法を選択することも可能です。

※8月2日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、8月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月31日までの日数分を支給します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

2 大規模施設等に対する協力金 4,700,000千円（既定予算とあわせ 25,750,000千円）

[対象施設] 県内の大規模施設及び当該施設内のテナント・出店者等

[支給対象] 大規模施設：特別措置法24条9項に基づく要請に御協力いただいた1,000㎡超の施設
テナント・出店者等：上記施設又は要請に御協力いただいた1,000㎡超のイベント関連施設
等の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を
対象に飲食業以外の事業を営む事業者等

非飲食業カラオケ事業者：食品衛生法に基づく飲食店等営業許可を受けていないカラオケ店

[支給額] ①大規模施設及びテナント・出店者等

下記の1日あたりの支給金額 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 × 30日分

・大規模施設：休業面積1,000㎡毎に20万円/日

※支給対象のテナント店舗等の数が10以上の場合、1店舗
につき2千円が加算されます。

・テナント・出店者等：休業面積100㎡毎に2万円/日

②非飲食業カラオケ事業者

2万円/日 × 30日分

（大規模施設及びテナント・出店者等に該当する場合は、上記による）

[支給要件] ①大規模施設及びテナント・出店者等

20時から5時は営業を自粛すること

業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること 等

②非飲食業カラオケ事業者

終日休業すること

※8月2日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、8月6日までに
御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月31日までの日数分を支給します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になること
があります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

※「千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市」の7月12日
から8月1日の要請分、「八千代市、鎌ヶ谷市」の7月19日から8月1日の要請分の取扱いに
ついては、変更はありません。

○飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業（経営支援課） 200,000千円
（既定予算とあわせ 1,330,000千円）

緊急事態措置を実施すべき区域となることに伴い、これまで感染防止対策の遵守徹底を図るためまん延防止等重点措置を講じるべき区域の飲食店を中心に行ってきた現地調査について、県内全域の飲食店等に対して実施するとともに、対策や要請内容の遵守が不十分な店舗に対して、繰り返し調査を実施します。

[調査対象] 県内全域の飲食店

[調査期間] 令和3年8月2日～令和3年8月31日

[調査項目例]

- ・ 座席の間隔の確保 又は アクリル板等の設置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底
- ・ 酒類の提供自粛
- ・ 時短営業の遵守 など

○新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る広報事業（報道広報課） 100,000千円
（既定予算とあわせ 150,000千円）

感染拡大が顕著な若年層や重症者数が増加傾向にある40代・50代の方をターゲットとして、SNSへの広告や、県内主要駅・主要路線における交通広告等を活用した啓発を実施します。